

平成 27 年 12 月 16 日



協会けんぽ(全国健康保険協会)とは、主に中小企業の従業員とその家族が加入する健康保険です。平成 20 年に政府管掌健康保険を引き継いで設立されました。全国で約 3,600 万人、うち沖縄支部では約 53 万人が加入しています。

## 沖縄県と健康づくり包括協定を締結、12 月 17 日に締結式 ～県民の健康づくりの推進により、「健康長寿おきなわ」の復活へ～

沖縄県(翁長雄志知事)と全国健康保険協会沖縄支部(宮里博史支部長)は、県民の健康づくりに関する取り組みを相互に連携・協力して推進するため、健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定(健康づくり包括協定)を締結いたします。

この協定は、県民の健康づくりに向けた取り組みを通じて、「健康長寿おきなわ」の復活に寄与することを目的としているもので、県内自治体との健康づくり包括協定は、南城市、那覇市、久米島町、読谷村に続く締結となります。

沖縄県民の健康状態の悪化については、かねてより指摘されているところですが、なかでも、20 歳～64 歳未満の年齢調整死亡率(平成 22 年)は全国より高い数値を示しており、働き盛り世代の健康課題が浮き彫りとなっています。

協会けんぽ沖縄支部は、主に働き盛り世代を中心とした、中小企業に勤務する従業員及びそのご家族が加入する県内最大の医療保険者であることから、沖縄県と連携・協力して課題の改善に努め、「健康長寿おきなわ」の復活を目指してまいります。

今後は、具体的な取り組みとして、「働き盛り世代の健康づくり支援事業の推進」や「健康づくりを積極的に取り組む事業所への表彰事業」を予定しており、沖縄県と連携・協力した健康づくり事業を推進してまいります。

つきましては、沖縄県との健康づくり包括協定締結にあたり、下記のとおり締結式を行います。

### 記

- 日時 : 平成 27 年 12 月 17 日(木) 14 時 30 分 ~ 15 時
- 場所 : 沖縄県庁 6 階 第 2 特別会議室
- 出席者 : 沖縄県知事 / 全国健康保険協会沖縄支部長

包括協定締結の概要、締結式当日の様子等について、ぜひ各種報道等で取り扱っていただきますようよろしく  
お願いいたします。 なお、本件に関する取材等につきましては、締結式以降の対応とさせていただきます。

### 【添付資料】

・「沖縄県民の健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定書」の締結について

### 【お問い合わせ先】

〒900-8512 那覇市旭町 114-4 おきでんビル 8 階  
全国健康保険協会沖縄支部  
担当: 企画総務グループ・新里 保健グループ・新垣  
TEL:098-951-2211 FAX:098-951-2295

## 「沖縄県民の健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定書」の締結について

### 1、目的

沖縄県及び全国健康保険協会沖縄支部(以下、協会けんぽ)が相互に連携・協力をを行い、「沖縄21世紀ビジョン」で示された健康・長寿おきなわの推進に向けて、県民の健康づくり推進のための施策を効果的に展開し、「健康おきなわ21(第2次)」の実現を図ることを目的に協定の締結を行う。

### 2、経緯

- (1) 沖縄県では平成20年より「地域職域連携推進協議会」を設置し、働き盛り世代を対象とした健康づくり事業について、職域保健を担う協会けんぽ等と情報交換を行い、健康づくり推進に向けて連携が可能な事業の検討を行ってきた。
- (2) 平成25年2月都道府県生命表の公表により、男女とも都道府県順位が転落したことを受け、健康長寿復活に向けた取り組みの推進を図るため、官民一体となった健康づくり県民運動を推進する「健康長寿おきなわ復活県民会議」を設立。協会けんぽは準備会より参加し、県と一体となった運動を展開している。
- (3) 「健康長寿おきなわ復活県民会議」では、働き盛り世代の健康課題を改善することを重要施策と位置づけ、県民行動指針の策定や職場における健康づくりの推進等、生活習慣病対策の強化と健康を守り支える環境づくりの推進に向けて取り組みを進めている。
- (4) これまで協会けんぽとは、会議等を連携の基盤とし、各機関で取り組みを推進してきたが、働き盛り世代の健康課題を改善するには、地域保健と職域保健が一体となった健康づくりの取り組みが求められている。(連携事業など)
- (5) 協会けんぽは、中小事業所と連携し継続的な健康づくりの実践と健康管理意識の向上を図ることを目的に、「福寿うちな～運動」を平成21年度より実施しており、働き盛り世代の健康づくりの推進と職場における環境づくりの推進に寄与し、本県の施策目標と合致する。
- (6) 上記のとおり、沖縄県と協会けんぽとの間で連携・協力した健康づくり事業を推進することの重要性について認識が一致したことから、今回協定を締結することとなった。

### 3、連携・協力事業

- (1)がん検診・特定健康診査の調査分析、医療費分析に関すること
- (2)がん検診や特定健康診査の受診促進に関すること
- (3)離島における健診及び保健指導の受診環境の整備に関すること
- (4)高齢者の医療の確保に関する法律第27条各号に該当する特定健康診査等に関する記録の提供促進に関すること
- (5)生活習慣病の発症予防と重症化予防に関すること
- (6)健康づくりに係る広報、周知、啓発に関すること
- (7)その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

### 4、期待される効果

- (1)がん検診、特定健診の受診勧奨や健康づくり事業など、働き盛り世代の健康づくりについて、共同で実施することで、効果的・効率的な生活習慣病対策の実施が可能となる。
- (2)協会けんぽの保有するがん検診、特定健診データ等を共同で分析することで、働きざかり世代の健康情報を把握することができ、より県民の健康実態に即した事業展開が可能となり、本県の健康増進施策に寄与できる。
- (3)各圏域ごと(各離島ごと)の働きざかり世代の健康課題が明確化され、健康づくり事業の推進に向け、保健所、市町村、協会けんぽ間で連携した取り組みが期待できる。
- (4)離退職で保険者間の移動(国保⇄協会けんぽ)があっても、また、正規・パート就労者間を問わず、継続的、総合的に保健指導、啓発を行うことができる。
- (5)健康おきなわ21(第2次)の重点事項である、「特定健診・がん検診の受診率向上」、「肥満の改善」、「適正飲酒の実践」等、働きざかり世代の健康課題の改善に向け連携し継続的に健康づくり事業の展開が実施できる。

